

「諸経費検証モデル工事」実施要領

1. 実施概要

新・扱い手3法、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化に関する事業者団体に対する要請（令和3年12月27日 国総政第30号）の主旨を踏まえ、港湾建設業等における取引事業者全体での付加価値の向上や適正な転嫁を進める環境整備を促進し、港湾建設業等における海洋土木工の扱い手を確保するため、「港湾工事パートナーシップ強化宣言」を行い下請契約を締結する受注者（元請企業）に対し、現場管理費率を割増し、下請企業への波及効果を検証する。

2. 対象工事

作業船を使用する工事（海岸工事を除く）を対象とする。

港湾請負工事積算基準に掲載されている「主な港湾工事用作業船の積算上の扱い」の主作業船に分類される作業船を使用する工事を基本とする。

3. 評価条件

(1) 入札公告時

- 1) 参加表明者は、競争参加資格確認申請書及び資料の提出期限までに、参加する企業において「港湾工事パートナーシップ強化宣言」を決定し、競争参加資格確認申請書等に宣言書を添付し提出する。特定建設工事共同企業体等の場合は、共同企業体として提出することとする。
- 2) 宣言書の添付が無い場合であっても競争参加は認められるが、当該企業（又は特定建設工事共同企業体等）が落札者となった場合には、本試行の対象としない。

(2) 工事着手時

- 1) 受注者は、受注者と下請企業（三者連絡会の開催時点、末端企業を除く）の宣言書及び受注者と下請企業との間で交わされた見積書等（当初）を提出する。末端の下請企業については、宣言書の提出は必要ないが、上位の下請企業を通じて、当該モデル工事への参加の意思を確認する。見積書等（当初）の提出は、受注者と1次下請企業間の見積書等（当初）を必須とし、2次下請企業以降は任意とするが、同様の見積書等（当初）の作成を発注者、受注者から推奨する。
- 2) 発注者は、(2)1)で提出された宣言書を確認する。全ての下請企業から宣言書が提出されない場合は、本試行の対象から除外する。
また、受注者と1次下請企業との間で交わされた見積書等（当初）に労務単価、船舶および機械器具等の損料単価、共通仮設費の内訳、現場管理費の内訳、一般管理費等（以下、労務単価等）が適正な価格で明示されているか確認する。
- 3) 発注者は、三者連絡会において下請企業に契約の実施内容をヒアリングし、上記の確認事項とヒアリング結果を議事録として取りまとめる。

(3) 最終契約変更前

- 1) 受注者は、受注者と全ての下請企業（末端企業を除く）の宣言書及び受注者と下請企業との間で交わされた見積書等（最新）を提出する。末端の下請企業については、宣言書の提出は必要ないが、上位の下請企業を通じて、当該モデル工事への参加の意思を確認する。なお、見積書等（最新）の提出は、1次下請企業までを必須とする。2次下請企業以降は任意とするが、見積書等（最新）の作成を発注者、受注者から推奨する。
- 2) 発注者は、(3)1)で提出された宣言書を確認する。全ての下請企業から宣言書が提出されない場合は、本試行の対象から除外する。
また、受注者と1次下請企業との間で交わされた見積書等（最新）に労務単価等が適正な価格で明示されているか、設計変更分も加味されているかを確認する。併せて、割増となる予定の現場管理費が下請企業の一般管理費等に反映されているかを確認する。
- 3) 発注者は、三者連絡会において下請企業に契約の実施内容をヒアリングし、上記の確認事項とヒアリング結果を議事録として取りまとめる。

4. 評価内容

3. 評価条件および5. その他を満たした場合においては、割増を考慮した現場管理費率を適用し最終契約変更を行うが、評価条件を満たさなかった場合においては、割増を考慮した現場管理費率を適用した契約変更は行わない。（別紙1参照）

5. その他

- 1) 発注者による宣言書の確認は、工事着手時と最終契約変更前のみとし、下請契約が締結される度に確認することは不要とする。
- 2) 見積書等に船舶および機械器具費等の損料単価を明示する場合は、主作業船は必須とし、付属作業船およびその他の機械器具等は任意とする。
- 3) 単価契約を締結する下請企業については、労務単価、船舶および機械器具等の損料単価、共通仮設費の内訳、現場管理費の内訳が明示された見積書等の提出は任意とするが、割増を考慮した現場管理費の支払い対象とする場合には、割増となる予定の現場管理費が下請企業の一般管理費等に反映されていることが確認できる見積書等の提出を必須とする。
- 4) 工場製作、調査・測量、設計業務に関する下請企業については、本試行の対象外とする。
- 5) 用語の定義は、別紙2を参照。

【割増を考慮した現場管理費率を適用した現場管理費の算定方法】

割増を考慮した現場管理費は、工種区分にしたがって、「表 割増を考慮した現場管理費率」により求めた率に、純工事費を乗じて得た額とする。

表 割増を考慮した現場管理費率

| 対象額 | 700万円以下 | 700万円を超え20億円以下 | 20億円を超えるもの | | |
|-------|---------|-----------------------------------|------------|---------|--------|
| 適用区分等 | 下記の率とする | 算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による | | | |
| 工事区分 | | a | b | | |
| 港湾工事 | 浚渫工事 | 27.27% | 114.1 | -0.0908 | 16.32% |
| | 港湾構造物工事 | 27.28% | 52.3 | -0.0413 | 21.59% |

現場管理費率の算定式

$$J_{\circ} = a \cdot N_p^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

J_o : 現場管理費率 (%)

N_p : 純工事費 (円)

a, b : 定数値

【用語の定義】

1. 労務単価等

労務単価、船舶および機械器具等の損料単価、共通仮設費の内訳、現場管理費の内訳、一般管理費等のこと。

2. 見積書等

受注者や下請企業の契約内容（労務単価等）が判別できる資料として見積書を想定しているが、これに準ずるものでも良い。

① 見積書等（当初）

工事着手時において契約締結している下請企業の見積書等とする。

② 見積書等（最新）

最終契約変更前の第三者連絡会開催時において契約締結している下請企業の見積書等とする。

③ 見積書等（最終）

受発注者間で締結する最終契約変更を踏まえ、元下間の支払いが精算されることを踏まえれば、本試行の履行確認を見積書等（最終）で全て確認することは不可能と考えられるため、本試行においては確認しない。

3. 下請企業

(1) 下請企業

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 5 項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められる下請企業。

(2) 1 次下請企業

受注者が契約する下請企業。自ら 2 次下請契約を行わない場合（末端企業の場合）は、宣言書の提出は任意とするが、見積書等の提出は必須とする。

(3) 末端企業

下請企業のうち、自ら下請契約を行わない企業。

4. 三者連絡会（工事着手時、最終契約変更前）

各受発注者間の情報共有による双務性の確保、また、労働条件の適正化・下請業者や労働者等に対する円滑な支払いの促進等による労働環境の改善が図られるよう努めるため、発注者、元請業者、下請業者にて行うもの。

5. 港湾工事パートナーシップ強化宣言

港湾建設産業における取引事業者全体での付加価値の向上や適正な転嫁を進める環境整備を促進することを宣言するもの。